

令和7年度国立研究開発法人情報通信研究機構 調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、国立研究開発法人情報通信研究機構(以下「当機構」という。)は、事務・事業の特性を踏まえ、マネジメントサイクル(PDCAサイクル)により、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、令和7年度の調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

- (1) 当機構における令和6年度の契約状況は、表1のとおりであり、契約件数は1,416件、契約金額は504億円である。このうち、競争性のある契約は1,160件(構成比82%)、452億円(同90%)、競争性のない契約は256件(同18%)、52億円(同10%)となっている。

令和5年度と比較して、競争性のない随意契約における件数は51件(前年度伸率25%)の増加、金額は9億円(同21%)と増加している。

契約全体の件数及び金額が増加した要因は、第5期中長期計画の4事業年度目となり、研究計画の目標達成に向けた契約案件の増加によるものである。

表1 令和6年度の情報通信研究機構の調達全体像

(単位:件、億円)

	令和5年度		令和6年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(62%) 873	(56%) 256	(61%) 860	(52%) 260	(△1%) △13	(2%) 4
企画競争・公募	(23%) 324	(35%) 164	(21%) 300	(38%) 192	(△7%) △24	(17%) 28
競争性のある契約(小計)	(85%) 1,197	(91%) 420	(82%) 1,160	(90%) 452	(△3%) △37	(8%) 32
競争性のない随意契約	(15%) 205	(9%) 43	(18%) 256	(10%) 52	(25%) 51	(21%) 9
合 計	(100%) 1,402	(100%) 463	(100%) 1,416	(100%) 504	(1%) 14	(9%) 41

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 比較増△減の()書きは、令和6年度の対令和5年度伸率である。

- (2) 当機構における令和6年度の一者応札・応募の状況は、表2のとおりであり、契約件数960件(構成比82.8%)、契約金額397億円(同87.8%)である。

令和5年度と比較して、一者応札・応募の件数の割合が83.3%から82.8%に0.5ポイ

ント減少しているが、一者応札・応募の契約金額の割合が69.1%から87.8%に18.7ポイント増加している。これは、当機構が研究開発成果の創出並びにその普及及び活用を促進する研究機関であることから、大型研究設備等の調達の際に、高い技術や高性能・特殊仕様の要求が多くなるため、対応できる事業者が限られてしまうという要因によるものと考えられる。

表2 令和6年度の情報通信研究機構の一者応札・応募状況 (単位:件、億円)

		令和5年度	令和6年度	比較増△減
2者以上	件数	200(16.7%)	200(17.2%)	0(0.0%)
	金額	130(30.9%)	55(12.2%)	△75(△57.7%)
1者以下	件数	997(83.3%)	960(82.8%)	△37(△3.1%)
	金額	291(69.1%)	397(87.8%)	106(36.4%)
合 計	件数	1,197(100%)	1,160(100%)	△37(△3.1%)
	金額	420(100%)	452(100%)	32(8.0%)

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 合計欄は競争契約(一般競争、指名競争、企画競争、公募)を行った計数である。

(注3) 比較増△減の()書きは、令和6年度の対令和5年度伸率である。

2. 重点的に取り組む分野

上記1の状況分析等を含め総合的な検討を行った結果、以下の各分野について、それぞれの状況に即した調達の改善及び事務処理の効率化に努めることとする。

(1) 競争性のない随意契約に関する調達

競争性のない随意契約については、新規に随意契約となる案件を含め、平成26年10月1日付け「独立行政法人の随意契約に係る事務について」(総務省行政管理局長通知)を受け、改正した契約事務細則に定める随意契約によることができる理由に合致しているかについて、公平性・透明性を確保しつつ、事務を効率的に処理することを目指す。

【評価指標:競争性のない随意契約の適用を含め規程に基づいた適切な調達の実施】

(2) 一者応札・応募の改善

一者応札・応募の低減に向けた取組として、競争性確保の観点から、次の取組を実施するものとする。

- ① 年度において予定されている入札、公募及び企画競争契約(以下「入札等」という。)の調達予定一覧を作成し、当該入札等の公告が公示される以前に、当機構ホームページに掲載し、事業者が計画的に入札等に係る準備及び参加ができるよう事前の情報提供を行うことで、入札等への参加者の拡大を図る。

【評価指標：予定案件情報を四半期毎に掲載】

② 入札等の公告について、当機構入札情報システムに掲載する。

入札情報配信サービスを用いて、入札公告に関する情報の他に、政府調達に係る資料招請・意見招請等の調達全般に係る情報も配信対象とし、積極的に情報配信を行う。
また、外部に送信するメールの署名欄を用いて入札情報配信サービスの認知度の向上に努め、入札等への参加者の拡大を図る。

3. 調達に関するガバナンスの徹底

(1) 随意契約に関する内部統制の確立

新たに随意契約を締結することとなる案件については、当機構総務系理事を総括責任者とし、契約監視委員会において出された意見に基づき仕様内容の適正化に向けた点検に当たらせている専任職員を活用し設置した「随意契約検証チーム」により、会計規程における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続き実施の可否の観点から、原則事前に点検を受けることとする。ただし、緊急等止むを得ないと認められる場合は、事後に点検を受けることとする。

【評価指標：新たに随意契約を締結する案件に対する点検の適切な実施】

(2) 公平性・透明性・競争性の確保

調達の実施にあたっては、公平性・透明性及び競争性確保の観点から、専任職員による仕様内容の適正化に向けた点検を引き続き実施する。

(3) 契約権限の明文化

契約に係る事務について、規程において「契約担当」の権限を明文化している。

(4) 適正な検収の実施

検収について、規程に基づき要求者以外の者により実施することを原則としている。

(5) 不祥事の発生未然防止・再発防止のための取組

① 契約種別毎に整備した調達に係るマニュアルについて、引き続き内部イントラネットへ掲載することにより、当該マニュアルの活用を行う。

② 「財務部総合説明会」、「意見交換会」、「eラーニング」、「新規採用者・階層別の研修」の実施により、不祥事の未然防止及びルール遵守について周知徹底を図る。

③ 現場購買について、上記説明会等のほか、以下の対策を実施し、不適切な処理の発生を防止する。

- ア 室長等による契約原簿の整備
- イ 契約原簿記載内容の財務部および監査室における定期的な確認
- ウ 四半期毎の財務部による抽出点検
- エ 不適切な事例に関する監査室による内部監査

- ④ 監督・検査について、問題となった案件が生じた場合には発生原因などについて、調査を行い、再発防止策を強化する。

【評価指標：説明会及びeラーニング等の実施状況】

4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として年度終了後に実施し、自己評価結果を総務大臣に報告するとともに評価を受ける。

なお、総務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

5. 推進体制

(1) 推進体制

調達等合理化計画に定める各事項を着実に実施するため、当機構総務系理事を総括責任者として、調達合理化に取り組むものとする。

総 括 責 任 者 総務系理事

副総括責任者 財務部長

メ ン バ ー 契約室長、契約管理グループリーダー、第一契約グループリーダー
第二契約グループリーダー、第三契約グループリーダー

(2) 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会により、調達等合理化計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して、理事長が定める基準（新規の随意契約、2か年連続の一者応札・応募案件等）に該当する個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。

6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、当機構のホームページにて公表するものとする。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たに取り組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。